

資料

1 用語の説明

行	用語	説明
あ行	ICT	Information and communication technologyの略。情報 (information)や通信 (communication)に関する技術の総称。
	いじめ・不登校対策検討委員会	本市のいじめ・不登校問題を解消するため、大学の教授等をスーパーバイザーとして、市内校長、教頭、教務主任、養護教諭等で組織した委員会。
	インターンシップ制度	大学生や高校生が在学中に企業等において自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行う制度。
	英語指導助手(AET)	英語の発音を指導するネイティブスピーカー。 AETはAssistant English Teacherの略。
	栄養教諭制度	平成17年度から「栄養教諭」制度が創設され、食に関する指導や学校給食の管理を行う制度。
か行	外部アンケート	学校関係者ではない第三者によるアンケート。
	外部指導者	地域から招く指導者やその道の専門家。
	学校応援団事業	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	学校関係者評価	地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。
	学校図書館図書標準	学校図書館に置く本の冊数や種類についての国の整備目標。
	学校評価	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、更にこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図るしくみ。
	学校評議員制度	校長が地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、学校評議員を招集し、意見を求める制度。
	川越市児童生徒体力向上推進委員会	昭和55年に、本市児童生徒の体力向上に向けて設置された委員会。

か行	川越市食育推進計画	川越市の食育の取組をより総合的、計画的に市民が一体となって推進していくため「食を通して市民の心身の健康の増進と、食に関する感謝の気持ちや豊かな人間形成をはぐくみ、いきいき川越をめざします」を基本理念とした平成22年度から平成26年度までの5年間の計画。
	川越市中中学生学力調査	市独自の調査で、中学校3年生を対象に5教科について、年2回実施。
	川越市中中学生社会体験事業	中学校1年生または2年生が連続する2日または3日間で事業所等の協力により行う社会体験事業。
	川越氷川祭の山車行事	川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の儀式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきた祭り。平成17年2月に国指定重要無形民俗文化財に指定された。
	教育に関する3つの達成目標	児童生徒に知・徳・体の基礎基本を確実に身に付けさせる取組。
	教育に関する3つの達成目標推進研究委員会	全市立小・中学校の「教育に関する3つの達成目標」を推進し、児童生徒のバランスのとれた学力・規律ある態度・体力の育成を図るために調査・研究する委員会。
	教育普及事業	講座・講演会・教室など、市民の学習要求に応えるために博物館が提供する各種事業。
	教職員人事評価システム	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図るしくみ。
	近隣大学	川越市内に所在する、尚美学園大学、東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学。川越市外に所在する東京電機大学。
小江戸中学生読書手帳	市立小・中学校の教職員や保護者、市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校の全生徒に配布し、読書を促している。	

か行	小江戸読書マラソン	市立小学校の全児童を対象にした読書活動を促進する事業。約6ヶ月間に30冊を読むことを目指し、読書マラソンカードに書名・著者名や簡単な感想などを記録していく。30冊を読破すると、認定証がもらえる。
	国際理解教育	国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。
	子どもサポート事業	地域の教育力により子どもたちの豊かな体験活動を支援すること。
さ行	さわやか相談員	いじめ・不登校等の問題で悩んでいる児童生徒や保護者に相談・援助するため、市内全中学校に配置された相談員。
	指定文化財	「文化財保護法」「埼玉県文化財保護条例」「川越市文化財保護条例」に基づき指定を受けた建造物・美術工芸品の有形文化財、演劇・音楽・工芸技術等の無形文化財、風俗慣習・民俗芸能等の無形の民俗文化財とそれに用いられる衣服・器具等の有形の民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物の記念物、文化的景観、伝統的建造物群等をいう。
	市独自の少人数学級編制	生徒へのきめ細やかな授業や生活指導を行うための市独自の学級編制。対象校は中学校1学年で、1学級あたりの生徒が35人以内の学級編制。
	社会教育施設	市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。
	就学支援委員会	障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童・生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。
	重要伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

さ行	小1プロブレム	入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。
	小・中・大学連携理科ふれあい事業	近隣大学の教員及び学生を各小中学校に招き、理科に関する観察・実験・実習を行う事業。
	情報モラル	情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。
	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	新学習指導要領	小学校は平成23年度、中学校は平成24年度より全面实施される教育課程の内容。
	人権教育指導者	人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するための指導者。広い識見を持ち、各人権課題について幅広い知識を持つ。
	人権啓発	国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動。
	進路指導・キャリア教育	進路指導は、生徒が自分の意志と責任で主体的に進路選択できるよう、指導援助すること。 キャリア教育は児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育であり、その中核が進路指導。
	スクールガード・リーダー	文部科学省の「地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」として、小学校の防犯及び交通安全面の指導を行うために、県が配置している。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツやレクリエーションに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	

さ行	相互利用協定	川越市と他の自治体などの中で、それぞれの利用者が、本来の利用資格(市内在住・在勤・在学)を超えて、相互に資料や施設を利用できるように取り結んだ協定。利用条件はそれぞれの協定により異なる。
た行	体育指導委員	市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う。スポーツ振興法に位置付けられ、市より委嘱される。
	第二次市立川越高等学校将来構想懇話会	市立川越高等学校の学科編制の在り方、学校規模の在り方について検討する会。
	第二次川越市子ども読書活動推進計画	市内の子ども読書活動の施策を総合的かつ体系的に推進するため、平成17年3月に策定された「川越市子ども読書活動推進計画」の第二次計画(平成22年度から5年間を想定)。
	地域ぐるみ教育推進ネットワーク会議	地域ぐるみの教育を展開するため、各団体の代表者による組織で、団体の教育活動について、学校・家庭・地域の連携を深めるため、情報の収集、提供及び連絡調整を行う会議。
	地域人材の活用事業	市内小・中学校が地域の教育力を活用し、特色ある学校づくりを推進する事業。
	中1ギャップ	中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が急増する現象。
	町内公民館	自治会が維持管理している公民館等。
	調理場のドライ化	床からの跳ね水などによる食品の汚染を防ぐため、床に水を流さずに乾いた状態で、調理や洗浄作業を行う方式にすること。
	展示機能	資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。
	特別支援教育	児童生徒一人ひとりの特性に応じ生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導・支援を行い児童生徒が自立できるようにする。
特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行う。	

た行	図書館サービス網計画	本市の、どの地域に住む市民も等しく図書館サービスが受けられるよう、サービス拠点の整備・充実を図ろうとする計画。
	図書整理員	学校図書館教育の充実を図るため、小・中学校に配置する市費臨時職員。
	トップアスリートふれあい事業	近隣の大学において、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために、平成19年度から実施。
な行	日本語指導ボランティア	市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。
	ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。
は行	発達障害	さまざまな原因によって乳児期から幼児期にかけて生じる発達遅延である。精神発達遅滞、広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)がある。
	PDCAサイクル	計画・実践・評価・改善のサイクル。
	標準学力検査	小学校4～6年生(4教科)、中学校1年生(4教科)、中学校2年生(5教科)で行う学力検査。
や行	幼保小連絡懇談会	幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。
	余裕教室	少子化により児童数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。
ら行	ライフステージ	人間の一生における児童期、青年期、成人期、高齢期などのそれぞれの時期。
	理科実験助手派遣事業	市内小・中学校に理科実験助手を配置する事業。
	リカレント教育	社会に出た成人が再び大学等の高等教育機関で学ぶ制度。

2 川越市市民満足度調査報告書（抜粋）

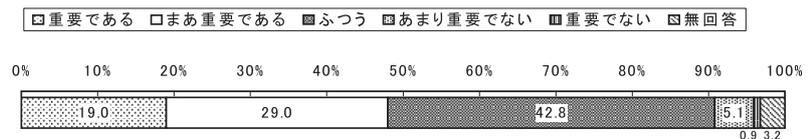
平成20年7月に実施した川越市市民満足度調査報告書より、教育分野の調査結果（第三次川越市総合計画第2章の教育・文化・スポーツについて8施策及び第6章の人権に関する施策のうち1施策について、市民にとっての「重要度」と、施策の取組に対する「満足度」の調査）を抜粋掲載します。

1 生涯学習環境の整備・充実

【施策の内容】

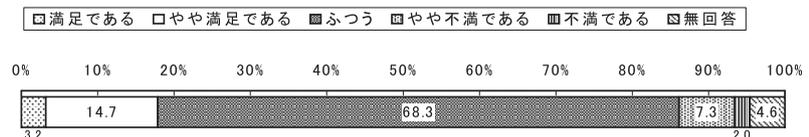
市民のだれもが生涯を通じて、関心と必要に応じた学習を行い、生きがいの追及や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は48.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は17.9%、「やや不満である」「不満である」の合計は9.3%となっている。

主な不満理由

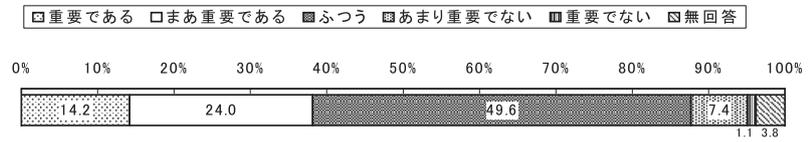
- 身近なところに施設がない。交通の便が悪い。
- 図書館が少ない。図書館の本を増やしてほしい。

2 生涯にわたる学習活動の推進

【施策の内容】

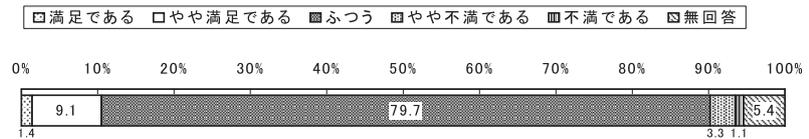
市民の多様な生涯学習のニーズや社会の変化に応じた学習課題に応えるため、多様な学習機会の提供に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は38.2%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は10.5%、「やや不満である」「不満である」の合計は4.4%となっている。

主な不満理由

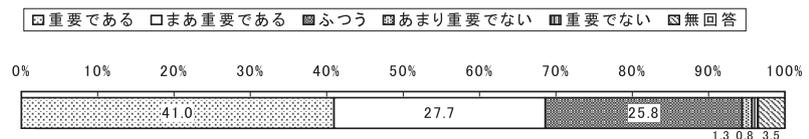
- どのようなものがあるのかが、よく分からない。情報がほしい。
- 学習機会の数、定員をもう少し増やしてほしい。

3 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

【施策の内容】

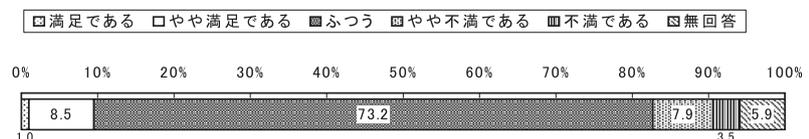
将来を担う児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、一人ひとりの個性を生かす教育の充実に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は68.7%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は9.5%、「やや不満である」「不満である」の合計は11.4%となっている。

主な不満理由

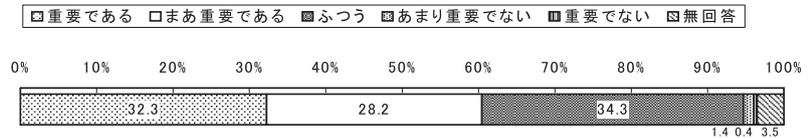
- 一クラスの少人数制を高めてほしい。
- 教職員の資質を向上させてほしい。

4 教育環境の整備・充実

【施策の内容】

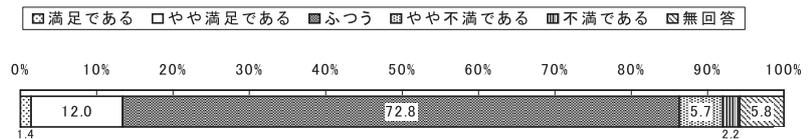
社会の変化に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいます。

<重要度>



•全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は60.5%となっている。

<満足度>



•全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は13.4%、「やや不満である」「不満である」の合計は7.9%となっている。

主な不満理由

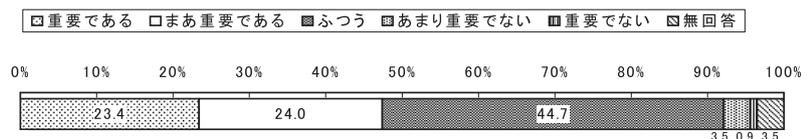
- 学校選択制を導入してほしい。
- 通学路の安全対策がなされていない。
- 学校が老朽化している。

5 平和で思いやりのある地域社会づくり（川越市総合計画第6章より）

【施策の内容】

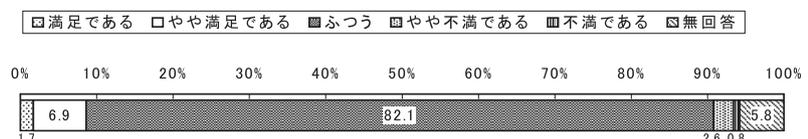
すべての市民が人権問題について正しく理解し認識を深め、差別や偏見のない明るい社会の実現に取り組んでいます。

<重要度>



•全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は47.4%となっている。

<満足度>



•全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は8.6%、「やや不満である」「不満である」の合計は3.4%となっている。

主な不満理由

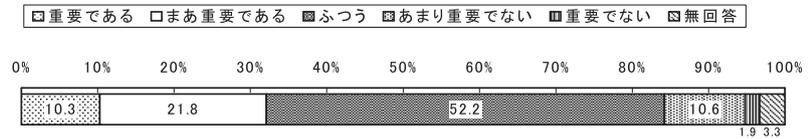
- 人権問題への意識を、もっと深めるべき。

6 芸術文化活動の充実

【施策の内容】

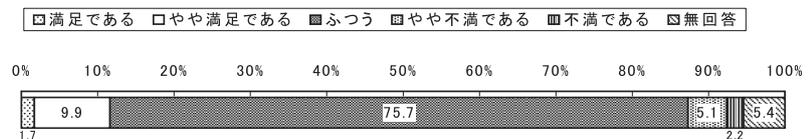
新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援するとともに、身近なところで芸術文化に親しめる環境の整備に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は32.1%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は11.6%、「やや不満である」「不満である」の合計は7.3%となっている。

主な不満理由

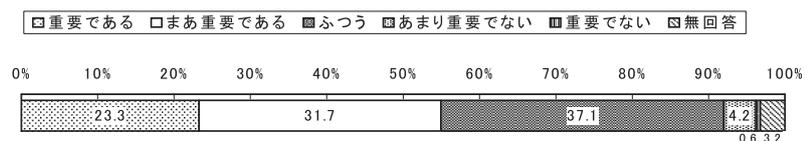
- 市民会館が古く使いづらい。
- 芸術文化の鑑賞機会を充実してほしい。

7 文化財の保存・活用

【施策の内容】

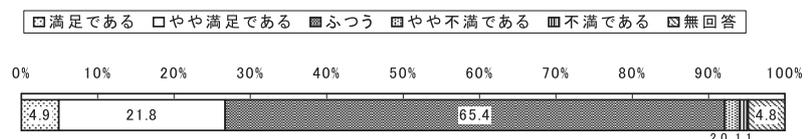
先人から受け継いだ豊かな歴史文化を次世代に継承するため、文化財の保存整備及び活用に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は55.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は26.7%、「やや不満である」「不満である」の合計は3.1%となっている。

主な不満理由

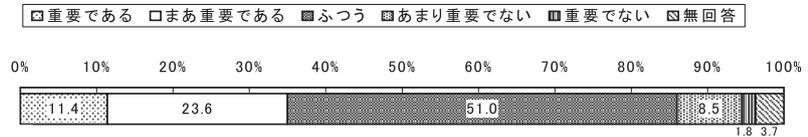
- 学校教育との連携した取組、地元の歴史教育が必要。
- 啓発活動が少ない(広報等でもっと良く知らせる)。

8 多文化共生と国際交流・協力の推進

【施策の内容】

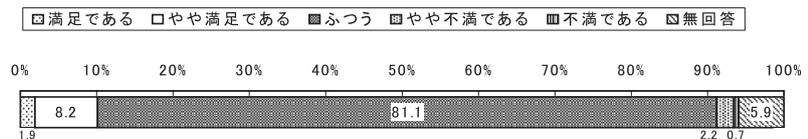
外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会の実現と、市民の国際交流・協力の推進に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は35.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は10.1%、「やや不満である」「不満である」の合計は2.9%となっている。

主な不満理由

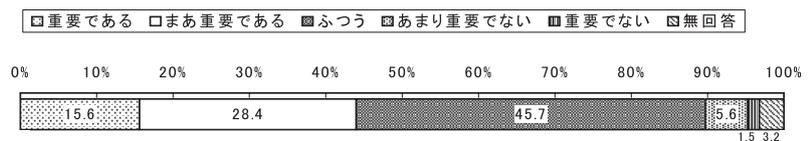
- 国際交流、姉妹都市交流等、市民参加型の交流を増やしてほしい。
- 治安が悪くなる。
- 具体的活動内容の情報が少ない。

9 生涯スポーツの推進

【施策の内容】

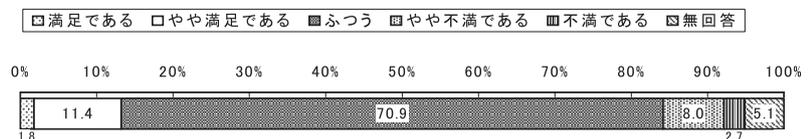
市民が身近なところでスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現に取り組んでいます。

<重要度>



- 全体でみると、「重要である」「まあ重要である」の合計は44.0%となっている。

<満足度>



- 全体でみると、「満足である」「やや満足である」の合計は13.2%、「やや不満である」「不満である」の合計は10.7%となっている。

主な不満理由

- スポーツ施設を増やしてほしい。
- 高齢者の健康維持のため、スポーツ施設を各地域にほしい。

3 川越市教育振興基本計画策定経過

日 程		内 容
平成21年	9月	第1回策定会議
平成22年	3月	第2回策定会議 教育委員会定例会
	4月	第3回策定会議
	6月	庁議
	7月	第4回策定会議 第5回策定会議
	8月	第6回策定会議 教育委員会定例会
	10月	第1回検討懇話会
	11月	庁議 計画素案 第2回検討懇話会
	12月	第3回検討懇話会
平成23年	1月	パブリック・コメント 12/27～1/26 素案に対する意見を、広く市民から募集 パブリック・コメントで寄せられた意見を報告 第4回検討懇話会
	2月	第7回策定会議 第8回策定会議 計画案 教育委員会定例会 市長決裁 計画策定

4 川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

川越市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、川越市教育振興基本計画を策定するため、川越市教育振興基本計画策定会議（以下、「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画策定の手法等の検討に関する事
- (2) 市民参加の手法等の検討に関する事
- (3) 原案の作成等

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長、文化スポーツ部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成22年6月16日 市長決裁)

別 表 (第3条関係)

教育総務部長	学校教育部長	文化スポーツ部長		
教育総務課長	教育財務課長	地域教育支援課長	文化財保護課長	中央公民館長
中央図書館長	博物館長			
学校管理課長	教育指導課長	学校給食課長	教育センター所長	
市立川越高等学校事務長				
文化振興課長	スポーツ振興課長	美術館長		

5 川越市教育振興基本計画検討懇話会設置要綱

川越市教育振興基本計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 川越市教育振興基本計画の策定に当たり、広く意見を聞くため、川越市教育振興基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体
- (3) 公募

3 委員の任期は、第2項の規定により委嘱をした日から、その日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 懇話会の会議は、教育委員が出席し、意見を述べることができる。

4 懇話会の会議は、会長が議事進行を務める。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

6 懇話会の会議は、公開を原則とする。その他、会議の公開に関する事項は、「川越市附属機関等の会議の公開に関する実施基準」の規定によるものとする。

(事務)

第5条 懇話会の事務は、教育委員会教育総務部教育総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

この要綱による最初の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

川越市教育振興基本計画検討懇話会委員名簿

会 長 遠藤 克弥 副会長 西村 平雪

種 別	氏 名	備 考
学識経験者	遠藤 克弥	東京国際大学学長補佐
学識経験者	大西 麗衣子	尚美学園大学専任講師
学識経験者	水谷 薫	川越市立川越小学校長（川越市校長会会長）
学識経験者	鈴木 隆雄	川越市立高階西中学校長（川越市中学校長会会長）
学識経験者	青木 勇藤	川越市立川越高等学校長
各種団体	大木 直子	川越市PTA連合会書記
各種団体	内田 千晴	川越市子ども会育成団体連絡協議会副会長
各種団体	西村 平雪	川越市公民館運営審議会会長
各種団体	井上 浩	川越市文化財保護審議会会長
各種団体	小山 久子	川越市レクリエーション協会理事長
公募委員	齋藤 弘一	
公募委員	栗原 保	

※敬称略、順不同、所属団体及び役職等は委嘱時点。

6 意見等の結果

1 川越市教育振興基本計画検討懇話会

(1) 開催回数 4回

(2) 議事の内容

第1回 平成22年10月7日（木）開催

- ・計画策定の概要について
- ・計画の総論について

第2回 平成22年11月4日（木）開催

- ・計画の各論について 方向性Ⅰ施策1（1）から方向性Ⅰ施策1（10）

第3回 平成22年12月22日（水）開催

- ・計画の各論について 方向性Ⅰ施策1（11）から方向性Ⅴ施策1（2）

第4回 平成23年2月10日（木）開催

- ・計画全体の確認について
- ・計画の修正内容について
- ・懇話会の検討結果について

(3) 意見数 合計29件

- (内訳) ・意見 10件（計画を修正したものは4件）
- ・質問、要望 19件

2 パブリック・コメント

(1) 募集期間 平成22年12月27日（月）～平成23年1月26日（水）

(2) 意見数 1名2件